

平成27年度与党税制改正大綱に関するコメント

昨年12月30日、与党税制調査会において「平成27年度税制改正大綱」が決定されました。

本会としては、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税とゴルフ場利用税について、現行制度を堅持するよう求めてきましたが、その主張が認められたことに対し、与党関係者の方々に感謝申し上げます。

一方、法人実効税率の見直しに関しては、税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保するよう求めてきましたが、2年間は減税が先行するという形で決定されました。今回の法人実効税率の引下げに伴う税収減については、都市財政の安定的な運営に支障が生じることがないように、確実な財政措置を講ずることを強く要望します。

二輪車等に係る軽自動車税の標準税率について、平成27年度からの適用を前提として各自治体において条例改正等を進めてきた中での適用の延期は、大きな影響があるため、今回の税率引上げ延期について十分な説明を求めます。

地方法人課税の偏在是正については、消費税率引上げ時期の変更に伴い、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされましたが、より偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するため、消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化の実現に向けて、しっかりと検討していただくよう求めます。

中核市は、地域の牽引役として、引き続き国と協調・協力して地域の活性化に取り組んでまいります。国においては、中核市をはじめとする地方財政の実態に即した税財源の拡充・強化について、地方と十分な協議をしながら進めていただくことを望みます。

平成27年1月7日

中核市市長会会長 豊橋市長 佐原光一